

# 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、既に提出した「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に記載した事項に変更があったときに提出します（令70の14③）。

## 2 提出時期等

既に提出した「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に記載した事項に変更が生じた場合に、速やかに提出してください。

## 3 記載要領

- (1) 業務執行組合員が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「変更年月日」欄は、変更があった年月日を記載します。
- (3) 「変更事項」欄は、該当する項目に数字の1を記載してください。「その他」に数字の1を記載した場合、変更内容を具体的に記載してください。  
なお、適格請求書発行事業者を新たに組合員として加入させた場合は、「その他」に1を記載し、その旨を記載してください。  
また、適格請求書発行事業者である組合員が脱退等した場合も、「その他」に数字の1を記載し、その旨を記載してください。
- (4) 「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更事項を記載します。  
なお、適格請求書発行事業者を新たに組合員として加入させた場合は、「変更後」欄の「上記以外」にその組合員の氏名又は名称及び登録番号を記載してください。  
また、適格請求書発行事業者である組合員が脱退等した場合は、「変更前」欄の「上記以外」にその組合員の氏名又は名称及び登録番号を記載してください。
- (5) 「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

## 4 添付書類

任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写し

## 5 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

特設サイト

